

公益財団法人
交通遺児等育成基金
事業のご案内



子どもたちを力強くサポート！



交通遺児育成基金事業について

ある日突然の交通事故で父親や母親を失った子どもたちとご家族にとって、長期的に学費を確保し、家庭の生計を維持していくことは、容易なことではありません。

このような子どもたちの健やかな育成のため、昭和55年8月に、国と民間団体の協力によって財団法人交通遺児育成基金が設立され、交通遺児育成基金事業が始められました。

この事業に加入している遺児の保護者の皆様からは、子どもたちが満19歳になるまで育成給付金が長期に安定的に給付されることから、計画的な生活が確保でき、教育・進学費用に悩むことなく、経済的にも精神的にも安心して過ごせるとのご評価をいただいております。

交通遺児等に対する支援事業について

交通遺児と重度の後遺障害を負われた方のお子様を対象として、さまざまな支援事業を行っています。

交通遺児育成基金事業加入遺児を対象としたものに橋本給付金・完了給付金があります。また、社会福祉事業として生計が厳しい交通遺児等家庭の義務教育終了までの子どもたちを対象として、生活資金・学業資金などの給付事業を行っています。

公益財団法人として

このような交通遺児等の健全育成を目的とした事業の高い公益性が認定され、当法人は、平成25年度より公益財団法人に移行いたしました。今後とも、国と民間各方面の強力なご支援と篤志のもとに、子どもたちのサポートに一層力を入れてまいります。

交通遺児育成基金事業について

子どもたちの将来を 交通遺児育成基金が守ります

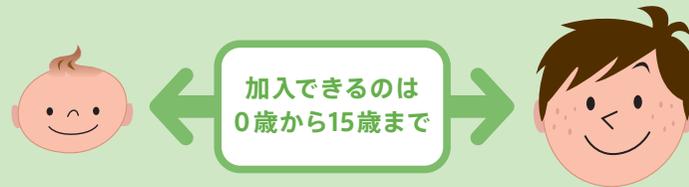
■ 事業のしくみ

交通遺児育成基金事業は、自動車事故で亡くなられた方の残されたお子様が、損害保険会社などから支払われる損害賠償金等の中から、拠出金を当法人に払い込んで加入すると、これに国の補助金や民間からの援助金を加えて安全・確実に運用し、お子様が満19歳に達するまで育成給付金を支給していく制度です。

◆ 加入できるのは

自動車事故で亡くなられた方のお子様で、満16歳未満の方であれば、どなたでも加入できます。

*原付バイクなどの事故も対象です。



◆ 拠出金は

損害賠償金などの中から、遺児1人あたり、加入年齢に応じて次の金額を、基金に払い込んでいただきます。

加入時年齢	0歳～4歳	5歳	6歳	7歳～8歳	9歳
拠出金	700万円	665万円	630万円	595万円	560万円
10歳	11歳	12歳～12歳6か月未満	12歳6か月～13歳未満	13歳～13歳6か月未満	13歳6か月～14歳未満
525万円	485万円	455万円	430万円	400万円	370万円
14歳～14歳6か月未満	14歳6か月～15歳未満	15歳～15歳6か月未満	15歳6か月～16歳未満		
340万円	310万円	280万円	240万円		

◆ 給付月額

加入した月の翌月から満19歳に達した月まで、年齢に応じた次の月額の育成給付金が、3ヵ月ごと(3月、6月、9月、12月)にまとめて支給されます。



給付年齢	0歳～5歳	6歳～8歳	9歳～11歳	12歳～14歳	15歳～満19歳
月額	32,000円	40,000円	45,000円	55,000円	70,000円
支給額(3ヵ月分)	96,000円	120,000円	135,000円	165,000円	210,000円



◆ 育成給付金の受取総額は

最終的に受け取る育成給付金の総額は、加入した時の年齢によって異なりますが、おおよそ次の金額になります。

加入時年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
受取総額	1070万円	1032万円	993万円	955万円	916万円	878万円
6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
840万円	792万円	744万円	696万円	642万円	588万円	534万円
12歳6ヵ月	13歳	13歳6ヵ月	14歳	14歳6ヵ月	15歳	15歳6ヵ月
501万円	468万円	435万円	402万円	369万円	336万円	294万円

*育成給付金は、拠出金等を取り崩しながら支給されますので、加入者が満19歳に達したときの返還金はありません。

◆ 資金の運用は

当法人では、加入者の拠出金に国(国土交通省)の補助金や民間からの援助金^{*}を加えて、公社債等で安全・確実に運用します。

^{*}援助金の協力団体…国の補助に併せて、(一社)日本損害保険協会、(一社)日本自動車工業会および全国共済農業協同組合連合会が資金を援助しています。

◆ 税の優遇

育成給付金は非課税扱いの特典を受けています。

■ その他の給付

◆ 橋本給付金

交通遺児育成基金事業に加入する遺児が、6歳・12歳・15歳に達し入学や就職をするときに「橋本給付金」として6万円のお祝い金が給付されます。

◆ 完了給付金

交通遺児育成基金事業に加入する遺児が、19歳に達して育成給付が終了するときに激励のために「完了給付金」3万円が給付されます。

■ 子どもたちの交流の場

加入遺児とその家族は自動車事故対策機構(NASVA)が主催する「交通遺児友の会」の集いなどの交流活動に参加できます。



交通遺児等支援給付事業(社会福祉事業)について

生計困窮度が高い交通遺児等の暮らしと子育てを支援します

義務教育終了前の交通遺児または交通重度後遺障害を負われた方のお子様(「交通遺児等」)がいる、特に生計が苦しいご家庭を対象にした支援給付制度です。多くの方々のご寄付が財源です。



◆越年資金

交通遺児等家庭が、少しでも明るい新年を迎えられるよう生活資金を給付します。

支給額	交通遺児等1人につき3万円
支給の時期	12月(申込みは11月10日まで)

◆入学支度金*

交通遺児等が小学校または中学校に入学する時に支度金を給付してお祝いします。

支給額	入学する交通遺児等1人につき6万円
支給の時期	3月(申込みは2月15日まで)

◆進学等支援金*

交通遺児等が義務教育を終了して直ちに上級学校に進学・就職する時に支援金を給付してお祝いと激励をします。

支給額	進学または就職する交通遺児等1人につき6万円
支給の時期	2月(申込みは1月20日まで/6月までの特例あり)

◆緊急時見舞金

交通遺児等家庭の被災やご不幸に際してお見舞い金を贈ります。

交通遺児等またはその扶養者が死亡されたか重度後遺障害を負われた場合	1家庭10万円の見舞金
災害等により交通遺児等の居住する家屋が全壊または半壊の被害を受けた場合	1家庭10万円の見舞金
(その他の被害の場合)	1家庭5万円の見舞金

*印の給付は、交通遺児育成基金事業加入者の方は、「橋本給付金」として給付しますので、申請の必要はありません。

「交通遺児友の会」への参加

独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)が主催する「交通遺児友の会」(交通遺児等とご家族が参加する交流の集い)に連携・協力して活動の支援をしています。

〈支援の一例〉

- 夏休み自然探検ツアー、もの作り体験ツアー、世界遺産見学ツアーなど、さまざまな集い
- 絵画コンテスト・書道コンテスト・作文コンテストなどを毎年開催、優秀作品の公開展示も行なっています。

(公財)交通遺児等育成基金の概要

公益財団法人として信頼を第一に運営しています

法人の概要

名称：公益財団法人 交通遺児等育成基金

所在地：〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

設立・沿革：昭和55年8月1日(財)交通遺児育成基金設立

平成23年11月1日(財)自動車事故被害者援護財団を合併

平成25年4月1日内閣総理大臣認定により公益財団法人に移行

歴代会長：昭和55年～58年 茅 誠司

昭和58年～63年 加藤 一郎

昭和63年～平成9年 佐藤 光夫

平成9年～15年 中村 四郎

平成15年～19年 阿部 雅昭

平成19年～24年 松尾 道彦

平成24年～ 小幡 政人

基本財産：11億4千3百万円(準基本財産を含む)

出捐団体：政府補助金・(公財)日本財団・(一社)日本損害保険協会

(一社)日本自動車工業会・全国共済農業協同組合連合会 等

◆協力団体

当法人は独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)と連携・協力して事業を実施しています。

■(独)自動車事故対策機構(NASVA) 本部：TEL 03-5608-7560

自動車事故により死亡した方、または重度の後遺障害が残った方のお子様で、義務教育終了前の児童を対象に、育成資金の貸付などを行っています。

(独)自動車事故対策機構(NASVA)の交通事故被害者ホットライン

0570-000738(ナビダイヤル)

全国の交通事故の被害者およびその家族の皆様に対して、お困りごとに応じて地方公共団体をはじめ各種相談機関の交通事故に関する法律、損害保険、紛争処理等の相談窓口をご紹介します。

公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル7階

 **0120-16-3611** (通話料無料)

TEL : 03-5212-4511 FAX : 03-5212-4512

E-mail : info1@kotsuiji.or.jp

URL : <https://www.kotsuiji.or.jp>



賛助会員を募集中です

当法人では、ご理解ある皆様から広く交通遺児等のサポートをいただくため賛助会員制度を設けております。

皆様からの寄付金も

皆様からお寄せいただいた寄付金は、交通遺児等の健全な育成のために有意義に活用させていただいております。

寄付金・賛助会費の振込口座

振込先名義は「公益財団法人 交通遺児等育成基金」

- みずほ銀行新橋支店 普通預金 797345
 - 三菱東京UFJ銀行本店 普通預金 7651155
 - ゆうちょ銀行振替口座(通常払込料金は当法人負担) 00160-9-684712 または 00130-2-59302
- 当法人は「特定公益増進法人」です。寄付金・賛助会費とも税制優遇措置の対象です。詳しくは当法人ホームページをご覧ください。